

防火戸用指定シーリング材の標準仕様書改定について

技術委員会

1. はじめに

2011年7月に防火戸用指定シーリング材の標準仕様書、品質管理規定及び付則が改定された。ここでは、防火戸用指定シーリング材について簡単に紹介するとともに、主な改定点について解説する。

2. 防火戸用指定シーリング材とは

防火戸用指定シーリング材とは、建設省告示第1828号(現在廃止)に規定された基材試験に準拠した発熱特性試験を行い、着炎時間及び温度時間面積が規定の基準を満たし、かつ、日本シーリング材工業会が定めたシーリング材としての性能を持つもの(表参照)を、日本シーリング材工業会が防火戸用指定シーリング材として指定し、社団法人カーテンウォール・防火開口部協会(以下、カ防協)に登録したものである。

2011年8月1日現在、当工業会は計13製品(表2)を防火戸用指定シーリング材として指定しており、カ防協に登録されている。これらの製品の容器及び包装材には、図1に示す指定マークを表示することが義務付けられている。ここで、十分に理解しておかなければならないのは、防火戸用指定シーリング材を施工するだけで防火戸(防火設備)として認められるわけでは決していないということである。シーリング材単体で遮炎性能に関する規格・基準は制定されておらず、構成部材と合わせた確認が必要となる。

防火戸用指定シーリング材を施工して防火戸と認められるのは国土交通省からカ防協が認定を取得している防火戸に使用される場合においてである。その他、サッシメーカーが個別認定を受けている仕様については、仕様毎にシーリング材などの副構成材料についても細かく規定されており、仕様毎に異なるのでメーカーに確認するなど、シーリング施工前に注意が必要である。カ防協が認定を取得している防火戸であるか否かの判別は、サッシに張られた証紙の認定番号を確認することによって可能である。

3. 主な改定点

(1) 目地の納まりの図について

防火戸用指定シーリング材の標準仕様書に示されている目地の納まり例は、防火戸用指定シーリング材のメーカー各社のカタログ、技術資料などにも引用されている。改定前の図では外部(室外)側の目地に施工されたシーリング材が防火戸用指定シーリング材であることが明確に示されていなかった。このことが使用者の混乱を招き、「外部の目地は一般のシーリング材を施工すれば良いのか？」という問合せが当工業会やメーカー各社へ多く寄せられた。このような背景から、防火戸用指定シーリング材と不燃性バックアップ材について、室内側、外部側の両方に使用しなければならないことが明確に示された納まり例(図2)に改定した。

表 品質基準

(品質基準) 発熱特性試験で着炎時間100秒以上かつ温度時間面積(℃・分)が50以下で、JIS A 5758に規定されるタイプGシーリング材に相当する性能を有し、JIS A 5758の認証品生産工場またはISO 9000シリーズ規格認証取得工場で生産されたもの。



図1 指定マーク

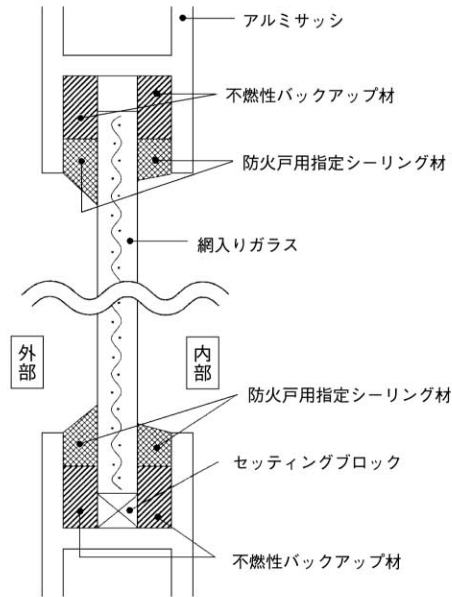


図2 目地の納まり例 (改定後)

(2) 定期品質確認試験の実施について

防火戸用指定シーリング材は原則3年に1度、当工業会による定期品質確認試験を受けなければならない。前回の定期品質確認試験は平成20年度に実施されており、本年度(平成23年度)が定期品質確認試験の実施年度となる。しかし、この3年間に複数の防火戸用指定シーリング材が新規に指定され、カ防協に登録されている。改定前の品質管理規定においては前回の定期品質確認試験後に新たに指定されたシーリング材の定期品質確認試験の実施時期について不明確であった。そこで、定期品質確認試験の実施年度に新規に申請されたものを除く全製品について同時に定期品質確認試験を実施することとし、指定されてから3年に満たなくても、定期品質確認試験を実施することを義務付けた。

4. おわりに

防火戸用指定シーリング材単独で遮炎性能が得られるわけではない。シーリング材は防火戸の副構成材料の1つに過ぎない。しかしながら、防火戸の遮炎性能において、シーリング材は重要な役割を担っており、シーリング材の選択を誤れば、それはもはや防火戸とは見なされない。技術委員会では、防火戸用指定シーリング材が市場において適切に選択され、正しく施工がされるよう、今後も普及活動に努めたい。